

茨城県報

号 外 (4)

昭和49年4月11日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

公 告

●職業訓練指導員試験の実施

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第30条の規定による職業訓練指導員試験を次のとおり行う。

昭和49年4月11日、

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 実施免許職種

(1) 実技試験と学科試験を行う免許職種

和裁科, 建設機械科, 自動車整備科

(2) 学科試験のうち指導方法のみを行う免許職種

鉄鋼科, 金属溶解科, 鋳造科, 鍛造科, 熱処理科, 機械科, 機械組立て科, 板金科, 建築板金科, 製罐科, 造船科, 構造物鉄工科, 鉄道車両科, 鉄道車両整備科, 金属表面処理科, 木工科, 木型科, 印刷科, 軽印刷科, ゴム製品科, 合成樹脂製品科, 建築科, 屋根科, とび科, 左官科, 築炉科, 建築ブロック科, タイル科, 畳科, 配管科, 建設科, 電子科, 電気科, 時計科, レンズ科, 縫製機械科, 織機調整科, 染色科, メリヤス科, 洋裁科, 洋服科, 寝具科, 縫製科, スレート科, 熱絶縁科, ガラス施工科, 化学分析科, 公害検査科, 印章彫刻科, 内張り科, 表具科, 塗装科, 広告美術科

2 試験の期日及び場所

区 分	実 技 試 験	学 科 試 験	場 所
和 裁 科	6 月 14 日 (金)	6 月 15 日 (土)	それぞれ指定する 場所
自 動 車 整 備 科	6 月 21 日 (金)	6 月 28 日 (金)	
建 設 機 械 科	7 月 7 日 (日)	7 月 6 日 (土)	
1 級 技 能 士	—	7 月 7 日 (日)	

3 受験資格及び試験の免除

(1) 受 験 資 格

職業訓練法第30条第3項各号に掲げる者とする。

ただし、次の各号に該当する者は受験できない。

ア 禁治産者又は準禁治産者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取り消しの日から2年を経過しい者

(2) 試験の免除

職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第46条の表の上欄に該当する者については、それぞれ同表下欄に掲げる試験を免除する。

4 試験科目

実施免許職種に係る職業訓練法施行規則別表第11に掲げる実技試験の科目及び学科試験の科目

5 受験手続き

(1) 受付期間

昭和49年5月20日(月)から5月31日(金)まで

ただし、郵送による場合は5月31日の消印のあるものについては、有効とする。

(2) 受験に必要な書類

ア 職業訓練指導員受験申請書

イ 受験資格を証する書面(実務経験を証する書面は様式1による。)

ウ 履歴書

エ 戸籍抄本又は謄本

オ 身分証明書(本籍地の市町村長の発行になるもの)

カ 写真(名刺版とし、申請前6ヵ月以内に撮影した正面脱帽半身像のものを様式2の写真票に張り付ける。)

キ 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、その資格を証する書面

(3) 受験手数料

実技試験4,000円 学科試験1,000円

茨城県収入証紙を申請書の所定の位置に張り付け納付する。ただし、消印はしない。

なお、この手数料は、申請を取り下げた場合又は受験しなかつた場合でも返還しない。

6 その他

受験の申請及びこの試験の問い合わせは、茨城県水戸市三の丸1-5-38(〒310) 茨城県商工労働部職業訓練課検定係(電話 水戸0292-21-8111 内線730~732)にすること。

職業訓練指導員試験受験申請書

職業訓練指導員試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|--------------------------|---|-------|
| 1 受験免許職種名 | 科 | |
| 2 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたことの有無 | | 有 ・ 無 |
| 3 職業訓練指導員免許の取消しを受けたことの有無 | | 有 ・ 無 |
| 4 禁錮以上の刑に処せられたことの有無 | | 有 ・ 無 |
| 5 試験の免除を受ける意思の有無 | | 有 ・ 無 |

あるときはその理由

昭和 年 月 日

本 籍

住 所

氏 名 (ふりがな)

年 月 日生



茨城県知事

殿

収入証紙欄

(証紙は消印しないこと)

様式1 (実務経験を証する書面)

実 務 経 験 証 明 書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は として昭和 年 月から昭和 年 月まで(年
ヵ月) その職に従事したことを証明します。

昭和 年 月 日

事所又は団体等の
所 在 地

名 称

証 明 者

(代表者又は証明権限
を有する者の職氏名)

印

様 式 2

写 真 票

はりつけ欄

名刺版, 正面半身脱帽

6カ月以内にうつしたもの

氏 名	
生年月日	
写真撮影 年 月 日	

受 験 職 種	
受験番号	※

※印は記入しない

~~~~~

▷県政の総覧 ～ 県民の六法◁

# ..... 茨 城 県 報 .....

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 7 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人  
発行所

茨 城 県

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所